



其後事務の事書す

114
A 196
13

天正十一年
庚辰
正月

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

其の旨を以て

中二

遂げん方先川

中一

ホジリの流と閉ち生番は
通路を塞ぐんを多船に
おとし此ホジリを牡丹部より
北西へあうくまぬ政令を
地

中二

シヤラタのシヤリヤオは十五
英里に渡り三十人許り多隊
まゝに海中に三艘の木船を
以て通路を三切

中三

チエラの人様の酋長を
土番を談者
も何おまの太人の兵隊を
徴課するの助けをぬ

中四

ヤリヤのより東岸北津
二十四の三十三の地
生番はあも占居
之ち三リタのコロの陸兵の
占居しのあ後与らざる
占居しの中畧

此等目的を達せんとす
且ち事務の運びを助
す此一行の頭と一
の総理事を設

此等友の下に副理を
一

経理をなす事
船の事情を熟知
すを要す

此字友の下に副理をな
一頁ありし

経理をなす甚は島一
島の事情を熟し通札知
すを要す忽ち印行刊
行のおもふに如くは甚
後府志家僅のおもふ
も亦其の行厚ある者
歟くは不効ナキに保セ
カレし付る副理をな別
顧問中を建^建向すと
を能くは云と採用あり
也或は能く事を
収るに付る方へは
用也と付

甲比丹カワスル氏が事務を
三ツタリコロニーの諸君
情所と接点ありと云ふ
此者松者一付属なと云
経理事を命を命を命を
一而一其命令を予と
任を是
は軍艦の船長カワスルの
音にたし一船を運轉ス
一し三ツタリコロニー
陪軍一者も曰は其の
と云ふ一と云ふ一と云ふ
カワスルの命令を命を命を
那守経理をなす一船を
あり

カワスル氏の

軍艦一艘を口民の所用
任を遂へし

は軍艦の船長のカワスレの
意に五ノ一ノ船を運轉ス

一ノ二ノ船を運轉ス
一ノ三ノ船を運轉ス

カワスレの命令を遵守スル
事ありしを証ス

カワスレの命令を遵守スル
事ありしを証ス

カワスレの
侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレ氏の
侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし
兩年 五千元 四年 六千元

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし

カワスレの侍給を一千トル程カワスレ氏
向ありし